戸田市行政不服審査法施行条例

平成２８年３月３０日

条例第４号

改正　令和２年１２月２４日条例第２８号

令和３年３月３１日条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第８１条第１項の規定に基づき設置する戸田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（所掌事項）

第３条　審査会は、市長の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。

（組織）

第４条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第６条　審査会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会議は、非公開とする。

（書面等による審議）

第７条の２　前条第１項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

２　前項の審議を行う場合は、前条第２項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第３項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

（手数料）

第１０条　法第３８条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付に係る手数料（以下「手数料」という。）の額は、交付の方法に応じ、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の方法 | 金額 |
| 提出書類等又は主張書面若しくは資料を複写機により用紙に複写したものの交付 | 用紙１枚につき１０円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、５０円） |
| 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付 | 用紙１枚につき１０円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、５０円） |

２　手数料は、交付の際に徴収する。ただし、納付書による徴収の場合には、当該納付書の指定期限までとする。

３　既に納付された手数料は、還付しない。

４　第１項の規定にかかわらず、審理員、審査会その他法令に基づく減免の判断権者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１２条　第８条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和２年条例第２８号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。